

## 平成26年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年9月16日（第9日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
総務課長	百武和義	企画財政課長	片渕克也
税務課長	吉原拓海	収納対策専門監	井崎直樹
会計管理者	岩永信秀	代表監査委員	吉村秋馬

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

11番	井崎好信	12番	大串弘昭
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第42号 平成25年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(質疑のみ)  
日程第3 議案第54号 平成26年度白石町一般会計補正予算(第3号)

(質疑のみ)

日程第4 議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について (質疑・討論・採決)

日程第5 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について (質疑・討論・採決)

---

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、井崎好信議員、大串弘昭議員の両名を指名いたします。

本日の議事進行について申し上げます。

本日は総務部門の議案を審議いたします。審議は、質疑、討論、採決の順で行います。なお、「平成25年度一般会計歳入歳出決算」及び「平成26年度一般会計補正予算」は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第42号「平成25年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」の総務部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、決算書の何ページ、決算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、1ページから歳入41ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

○秀島和善議員

税務課長にお尋ねをいたします。

一般会計歳入歳出決算書のページ数1ページですけれども、町税ということで不納欠損額が321万4,551円、町民税、固定資産税、軽自動車税など各項目ごとに計上してあります。お尋ねしたい点は、これに伴って、先日、税務課長より平成25年度町税等不納欠損事由別内訳表を出していただきました、議会資料として。この議会資料の説明を求めたいと思います。

○吉原拓海税務課長

先般、25年度の町税不納欠損事由別明細書というものをお配りさせていただきました。不納欠損でございますので、消滅時効、地方税法第18条、それから執行停止、地方税

法第16条の7の4項というふうなことで、債権管理審査委員会を経て不納欠損というふうな形でやっております。

消滅時効、18条につきましては、資料の中に書いておりますとおり、町民税につきまして無財産が5件、固定資産税についても無財産が7件、ここでは国民健康保険税も含めて書いております、国民健康保険税の10件について81万2,300円、軽自動車については8件、5万6,200円ということで、合計30件、112万578円、それから生活困窮、これは事前にある程度生活状態というか、財産調査をいたしますので、その分を経て、と、もう一つは本人さんからいろいろなお話を聞いたりしまして、生活困窮合計につきまして25件の130万8,099円、それから負債と書いておりますものは、当人について負債がありましてどうしても納めることができない、納める財産がないというふうなものを調査しました分で22件、151万2,793円、それから実態のない法人という分になりますけど、法人税につきましては解散、破産状態とかいろいろありまして、その分で法人自体がない、課税する法人がないというふうなことで1件、5万円というようなことです。それから、死亡者につきましては27件、56万3,351円というふうなことで、合計105件、455万4,821円となっております。

それから次に、執行停止、これについても財産調査をいたしまして、執行停止をまず行いまして3年間調査をいたします。それでもって財産がない、もしくは生活困窮に至っているというふうな場合につきまして、1号のほうで財産がないとき、53件、233万9,248円、それから生活困窮、これ以上やったら生活保護の手前まで行くというふうなことで46件、300万9,534円、それから所在不明、財産不明、そういう方につきまして9件、36万5,241円、合計の108件、571万4,023円。それから次に、執行停止というのが地方税法第15条の7の5項、これにつきましては即時執行という形で、一番多いのは固定資産税になりますけど、2件の66万4,600円、これにつきましては福富の某跡ですね、パチンコ屋の後ですね、あそこの分の家屋と土地の分でございます。そういうものの部類は入ります。で、8件の76万3,122円、合計につきまして、221件、1,103万1,966円の執行停止をさせていただいております。

以上です。

### ○秀島和善議員

税務課長からの説明で実態がよくわかりました。そこで、税務課長に関連してお尋ねしますが、例えば第18条の消滅時効でありましたが、無財産、生活困窮、負債という、この3項目はくくりで生活が厳しくなっているという実態と見ていいのではないかと思いますけれども、前年度と比較しましたときに、前年度というのは24年度です、前年度と比較した場合に、この推移はどのような特徴があらわれているのでしょうか。

### ○吉原拓海税務課長

ここで平成24年度と比較して申し上げます。消滅時効の第18条につきましては、これについても国民健康保険税を含めた数でございます。第18条の消滅時効、平成24年度につきましては171件、985万1,440円、それが平成25年度、450万4,821円になって

おります。それから、次の15条の7、4項ですね、今一まとめにした分を申し上げておりますけど、その分につきましては、平成24年度、2件の1万500円、平成25年度、99件の571万4,023円、それから即時消滅、15条の7の5項でございます、が、平成24年度、93万3,984円、平成25年度、2件で81万3,122円になっております。

この不納欠損の推移でございますけど、18条というのは、平成21年度に5,000万円ほどの不納欠損をさせていただきました。そのときに、町が考える不納欠損の1年分として計算していた分が、県が一期一期を一つの債権というふうな形で、時効の考え方がちょっと違いましたので、どちらのほうでも正解でございますけど、県の滞納整理機構にお願いすることになったときに、県に合わせないと、その後の処理がどうしてもずれてまいります。そういうふうなことで合わせてもらいますということで5,000万円を行いました。その分が、まだ5年ぐらいの分ですと残っていた分が、今平成24年度で980万円から年々減っていくものと思います。その分が25年で450万円ということで、約半分になっております。

ただ、その分、執行停止、これについてはしっかり財産調査をいたしまして、引き続き3年間財産調査をいたしまして、それでも財産がないとか生活困窮に至るというふうなことで調査を得てる分が、その分がかなりふえております。ただ、この分については、今からこちらのほうがふえていくのかなというふうなことで我々は考えております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○片渕 彰議員

同じ1ページですね、歳入の款の5です。株式等譲渡所得割の交付金についてお尋ねですが、これは株の譲渡したときに利益が出ると、その中から所得税を引かれますよということでしょうか、そのパーセンテージですね、譲渡所得の中の交付金のパーセントというのは何%ぐらい返ってくるのかお尋ねしたいと思います。

#### ○吉原拓海税務課長

株式譲渡割交付金というふうなことで、その分についての御質問でございます。株式譲渡割交付金につきましては、当該都道府県、ここでいいますと佐賀県です、佐賀県に納入された株式譲渡所得割に相当する額、その額が、政令で定める率、99%になっております、99%を乗じて得た額の5分の3を当該市町村に係る都道府県税の額に案分して交付するというふうなことになっております。平たく言いますと、佐賀県に株式譲渡割の所得割が歳入されますけど、その分について、5分の3の分については県税の割合について市町村で分配されるというふうな仕組みになっております。ただ、株式譲渡割の譲渡については、平成25年12月31日までが3%となりまして、今のところ税率は5%になっております。

あと、今回かなり、11倍ぐらいに伸びております。と申しますのは、リーマン・シ

ショック以来の厳しい時代があった後、ほとんどの銘柄の上場株式で配当があっておりますので、その分につきましてかなり交付金があったというふうなことです。配当交付金についても当然伸びているというような状況でございます。ただ、今後もそのままいくかどうかというのはわからないんですけど、それともう一つ予算につきましてですけど、今回、毎年3月決算あたりで県の指示が来て、見込みを立てて補正予算かけてまいりますけど、ただ今回は補正予算以上に株の配当がよかったというふうなことで、我々も県のほうも見込みが立て得られなかったというふうな状況が参っております。

以上です。

#### ○片渕 彰議員

お尋ねですけど、それは私、白石町在住の方の利益が戻るかなと思っておりましてけど、実際は県全部のということの認識でよろしゅうございますか。

#### ○吉原拓海税務課長

株式配当割交付金については、都道府県に納入された株式譲渡割の分が配分されるというふうなことで、白石町の分だけじゃございません。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○片渕栄二郎議員

決算書の11ページ、よろしいでしょうか。自動車取得税交付金についてお尋ねをいたしたいと思います。

24年度の決算と25年度の決算を比較をしてみますと、25年度の決算額が前年度に比較をいたしまして470万円程度減額になっておるわけでございます。これは、車の取得台数が減ったのか、それとも1台当たりの交付額が減額になったのか、どのように理解をすればいいのでしょうか。

#### ○吉原拓海税務課長

自動車取得税交付金についての御質問でございますけど、平成24年度からかなりの額というか、400万円ほど減っております。この分につきまして、当然台数について掛け算をされるというふうなことになりますけど、ただ自動車取得税についてはエコカー減税がっております。で、かなり燃費、ガソリン代ですね、が高くなった、高騰というふうなこともありまして、そちらのほうにかなり移行してるんじゃないかというふうなことで我々も推測はしております。

#### ○片渕栄二郎議員

1台当たりの交付額は大体どのくらいでしょうか。

### ○吉原拓海税務課長

自動車取得税の税率については、軽自動車及び営業用自動車につきましては取得価格の100分の3、3%ですね、その他の自動車につきましては100分の5というふうな税率が設けられております。それから、消費税が8%に上がっております。その分で取得税の見直しがあっております。軽自動車を除く自家用車については5%から、平成26年度以降ですけど、3%に変わっております。それから、営業用自動車、軽自動車が3%から2%に26年4月から、消費税が上がった時点から変わっております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

秀島議員が先ほどの資料を言われましたけど、事由についての説明のこの資料ですけども、先日配られた資料ですけども、実態のない法人ということで不納欠損が5万円というふうになっています。こういうふうなのはいつの時点でわかったり、いつの時点で解散されてるとか、そういうふうなものについては、23年度にもこういうふうなものがあつたんですけども、実態のない法人という、そこら辺のこの詳しい説明をお願いします。

それから、死亡者という欄で大体毎年20件余りがありますが、42万8,400円という金額です。これについては、理由については死亡者という理由がありますが、そのまた理由として相続放棄とか、そういうふうな理由なのかどうなのか、お願いをします。

その2点と、それから一番下にあります合計で過年度分と現年度分としてありますが、現年度分を含むというような意味がちょっとよくわからない、大体過年度分のかなと自分で思っているんで、そのところの理由がですね、固定資産税なんかであると思いますが、まずこの件についてお願いします。

### ○吉原拓海税務課長

まず、不納欠損の分でございますけど、法人5万円ですね、実態のない法人とございますけど、実は、法人税の申告してもらって課税をしていくわけでございますけど、その間滞納になって、どうしても、例えば法人格だけ登記が残って消えてしまうという、基本的に倒産とかそういう部類でございますけど、そういう分があります。当然、そのときすぐに不納欠損という形はとりません。少なくとも調査をいたしまして、二、三年、そしてどうしてもその法人につきましては納税義務者、例えば代表者ですね、そういうふうな者についても課税ができない、もしくははないというふうなことになった場合、不納欠損をするというふうな状況になります。その分が1件で5万円あります。

それともう一つ、死亡者につきましては、固定資産というのは家屋、土地償却でございますけど、普通、相続の形がとられます。それともう一つは、相続の継承と申しまして、必ず、直系とかそういうふうな形じゃなくても、子供さんとかそういう方がお

られなくても、上のほうに兄弟もしくはお父さん、お母さん、そういうふうな形である程度の法律のもとに調査をいたします。ただ、そういうふうなことをいたしましてどうしても課税できない、子供さんも誰もおらん、そして上に上っていても死亡者とか多いというふうなことがありますので、そこら辺の調査に1年から1年半ぐらいかかります。そういうふうなことで、そういう部類がほとんど死亡者というふうな形で、相続する方がいない場合の不納欠損という形になります。

合計のところに過年度と滞納繰越分とございますけど、通常は滞納繰越分がほとんどでございます。ただ、即時欠損といたしまして、現年度でも、これは明らかに将来取れないというふうな形で見込まれる場合、現年度分の滞納整理をいたす場合がございます。今回いたしております部分は、福富のさっき申しあげましたパチンコ屋の跡地、あその分については我々3年前から調べておりますけど、ほとんどつかめないし、代表者についてもつかめませんでしたので、その分については即時欠損ということで現年度の執行停止をさせていただいております。

以上です。

### ○内野さよ子議員

先ほど、死亡者については一、二年の猶予というか、そういうふうなものを見てと言われましたが、普通、通常は相続を放棄するときには書類手続等が要ると思いますが、そういうふうなものはこれでは必要ないのかということと、それから監査委員さんの講評の中に、それもいいですかね、税金のところですので講評の中の一番最後、35ページですけれども、ちょうど真ん中ほどに10行目ぐらいにありますけど、また滞納繰越分に係る差し押さえの換価値は2,000万円を上回っておりというふうな表現があります。普通、評価とか、そういうふうなものについては、多分これは換価値ですから土地か何かを評価をするのかなと思いますが、換価値という意味、2,000万円を上回っておりと、大変な額ですけど、その辺の表現のところをお願いします。

### ○吉原拓海税務課長

さっき消滅時効の死亡者というふうなことで申しあげましたけど、相続の中に、最近幾らかふえてきたものが相続の放棄、負の債権がいっぱいあられる方については相続の放棄という手続が毎年四、五件ぐらいですかね、出てまいっております。ここ三、四年のうちだと思います。そういうふうなものをこの中に含めて不納欠損をいたしております。

それからもう一つ、さっき監査委員さんの報告の中の35ページ、差し押さえの換価額が約2,000万円を上回っておりというふうなことで表現されておりますけど、当然私どもは預金、保険、それから不動産とかいろんなものを調査いたしまして、債権があれば一時差し押さえをいたします。預金についても、例えば20万円の滞納がございましたら、それより多い額であっても下の額であっても、差し押さえにしても間違いないというふうなことであれば差し押さえいたします。その場合、20万円を超える場合は30万円を差し押さえして、実際はその額、20万円のほうを充当という形で税のほうに回します。

ただ、差し押さえをする場合はどうしても同じ額が差し押さえするというふうなことがなくて、生命保険につきましても解約支払い額が50万円とか幾らとかあれば、20万円に対して50万円、30万円多くなったり、特に不動産につきましても、その分の、例えば1,000平方メートルの土地をとという形にした場合、滞納額が20万円であっても100万円から200万円の価値観があつたりしますので、差し押さえの額についてはもっと大きな額、何千万円という額になりますけど、最終的に税金に充当した額を今のところ換価額というふうなことで申し上げております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○久原久男議員**

先ほどの自動車取得税交付金が税率の改正で……。

**○白武 悟議長**

何ページでしょうか。

**○久原久男議員**

済みません、11ページ。いいですかね。この件で、税率の改正があつて交付金が減ってきているというふうな話でした。このたび、来年ですか、消費税が10%になった場合はもともと減ってくるわけですよ。その辺のことは詳しく説明できますか。

**○吉原拓海税務課長**

自動車取得税の交付金についてでございます。今、自動車税につきましても、基本的に消費税と自動車取得税につきましても、これは協会のほうからでございますけど、二重課税じゃないかというふうなお話があつております。そこら辺を含めまして、政府のほうは、消費税8%の段階には5%、3%だったものを3%、2%にするというふうなことで今行われております。ただ、消費税が10%になったときには、自動車取得税については今のところ廃止というふうな情報をいただいております。そういうふうな状況でございます。

**○久原久男議員**

その廃止というのは税制調整のほうで決まったことですか。これは確実なことでしょうか。

**○白武 悟議長**

久原久男議員に申し上げます。まだその辺ははっきりしておりませんので、今回は決算ということでございますので、一般質問等でお願ひしたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、歳出に入ります。

1 款諸会議費及び 2 款総務費、ページ数 42 ページから 48 ページの会計管理費まで質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、ページ数 49 ページの財産管理費から 59 ページの諸費まで質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

決算書 56 ページになります。56 ページの 9 目の広報広聴費ですけれども、13 節委託料、ここの備考欄に行政放送魅力アップ事業 690 万円ということで計上してあります。説明資料のほうでお尋ねいたします。15 ページになります。

行政放送魅力アップ事業、緊急雇用対策として括弧書きしてありますけれども、690 万円で、2 の事業実績で新規雇用者 2 人ということでここに内容が書いてありますけれども、期間はいつからいつまでが新規雇用者 2 人になるのでしょうか、まずそのことをお尋ねします。

### ○百武和義総務課長

これ入札会を実施するまでの期間がかかっておりますので、この新規雇用については 6 月からだったというふうに、6 月から 3 月までですね、という期間と思います。以上です。

### ○秀島和善議員

そうしますと、6 月からですと 10 カ月分の人件費が払われてるというふうに理解してよろしいかと思っておりますけれども、その場合の 1 人当たりの人件費は幾らになるかということが第 1 点。

2 点目に、同じ説明資料 15 ページに 3 として事業効果ということで明記してあります。ケーブルテレビの加入率の向上にもつながるということで、26 年 3 月末で有明地区、白石地区、福富地区のそれぞれの加入率をお聞かせ願いたいと思います。

### ○百武和義総務課長

済みません、さっき 6 月からということで申し上げましたけども、5 月 15 日から 3 月 31 日までの委託期間ということになっておりまして、この期間内で 2 人の雇用を委託業者のほうでしていただいております。

それとあと、ケーブルテレビの加入率ですけども、まず公設エリア地区ですね、須古を除く白石地域で、これ 8 月末現在ですけども、42.60% です。同じ公設エリアの福富地域が 44.10% です。それから今度は民間エリアですね、これは須古地区が 58.80%、それから民間エリアの有明地域が 59.06%、以上でございます。

**○秀島和善議員**

先ほど、この新規雇用者、5月15日から3月末までということで説明がありました。お尋ねした点が、1人当たりの人件費が幾らになるかということについてはまだ説明がありませんでしたので、改めてお聞きしたいと思います。

それと、先ほど各公設エリア、民間エリアごとに加入率を説明していただきましたけれども、ケーブルテレビを当初導入するときの年次計画があったと思いますけれども、その年次計画からすると現在の加入率というのはどういう状況に当たるのでしょうか。

**○百武和義総務課長**

年次計画は持ってきておりませんが、最終的な加入率の目標というのは75%という目標でございます。

それとあと、1人当たりの人件費については調べておりますので、お待ちください。済みません。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○岩永英毅議員**

今の15ページのことですが、ここに行政放送40本、PR用5分を10本、町PRのため15秒を10本、こういうふうに書いてありますけれども、これは全町、公設、民営関係なく流しているんですか。

**○百武和義総務課長**

行政放送、それからPR用番組5分、それからPRのためのCM15秒、これにつきましては、ただいま白石町のほうが行政放送を行っておるのが朝6時30分から8時30分までの2時間と夜の21時から22時までの1時間、合計3時間ですけれども、この時間内にこれらの放送をいたしております、これ公設、民設、両方とも放送は行っております。

**○秀島和善議員**

先ほどの……。

**○白武 悟議長**

済みません、もう3回。

**○秀島和善議員**

3回になりましたか。失礼しました。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ数59ページの徴税費から66ページの民生費の前まで、ただし61ページから63ページの戸籍住民基本台帳費は除きます。質疑ありませんか。

### ○久原房義議員

59ページの19節の負担金のところですが、佐賀県西部地区空き家対策協議会負担金の10万円ということでございますけども、空き家対策の条例等もつくって取り組んではいらっしゃるわけですけども、なかなか実効性がないということでございます。以前、テレビを見ておりました中で、これ全国的な問題でもあるわけですけども、空き家を解体すれば更地になって、さらに税金が上がると、固定資産税がですね。これ町で云々ということではないわけですけども、税制上の問題だということ、そういう指摘がなされておたわけです。空き家はそのままにしておたほうが現在の税法の中では有利に働くと、むしろ解体すれば税金が上がるということが一つのネックにもなっておるというふうなことでございますけども、そういった面での、今後の空き家対策としてもそこら辺を改善していく必要があるだろうというふうなことが言われておたわけですけども、その辺での税務課長としての見解といたしますか、現実に白石町内で空き家対策に取り組む中でそういった事例等があるのかどうかお尋ねしたいと。

### ○吉原拓海税務課長

空き家についての固定資産税のことについての御質問でございます。今の税法でいきますと、土地につきましては、居住用の家屋がございまして200平方メートルにつきましては価格の6分の1で課税標準額をする、200平米を超えた分につきましては3分の1で価格の課税標準額を出すというふうなことで、200平方メートル以内であれば6分の1の税額になりますし、200平米を超えますと6分の1から3分の1あたりの、普通の更地の宅地からしますと税額が下がるような計算になっております。今のところ、居住用の家屋がある空き家につきまして壊された場合は、まだそこら辺の法整備ができておりませんので、当然固定資産税は上がるというふうな形になっております。というのは、課税の公平性ですね、空き家であっても空き家でなくても、例えば居住用の宅地を更地になして売買されるとか雑種地にされてという場合は、課税の公平性からいきましてそのままでございます。

ただ、今回そこら辺が、空き家を取り壊して危険家屋についてはすることができない一つのネックというふうなことになっておるというふうな状況になっておりますので、政府のほうはそこら辺を含めて、今回2015年あたりの税制改正に織り込むというふうな情報が参っております。そういうふうな形になりますと、私も税務課としてもそこら辺の動きやすい方向に行くのかなというふうなことは思っております。

以上です。

### ○久原房義議員

空き家もいろんな形態があろうかと思うんですけども、既に倒壊しているとか、あ

るいは倒壊寸前だとか、そういったところについての固定資産税の収納状況というのはどういうものでしょうか。

#### ○吉原拓海税務課長

基本的に、固定資産税につきましては空き家であっても納税義務者がおられますので、白石町におられなくてもどこかにおられるというふうなことで、課税の納付書をもって納めてもらってるというのが実態でございます。ただ、どうしても家屋につきましても土地につきましても免税点未満というものがございます。土地につきましては課税標準額30万円以下については税金がかかりません。家屋については20万円以下が税金がかかりません。ほとんど倒壊に近いというふうな形である家屋の場合は20万円を切っている場合が多うございます。ただ、土地については、面積によりまして、課税になってる部分が多いと思っております。その分についての、空き家に課税をしてないという物件は今のところございません。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○西山清則議員

65ページですね、基幹統計費の報酬の中で、ちょっとわからないのでお聞きしますが、漁業センサス調査員といった方はどういう方で、どういった調査をされるのか伺いたいと思います。

#### ○百武和義総務課長

西山議員から御質問いただいておりますが、その前に秀島議員の質問に保留をしておりました件についてまず御報告をさせていただきます。

1人当たりの人件費につきましては、1日8,100円という計算で計算をされておられるようです。そのほかに、雇用主のほうでは社会保険料とかの負担も出てきます。それとあと、日額8,100円のほかに時間外手当のほうも支払いをされているようでございます。

以上です。

それとあと、西山議員の漁業センサスの調査の中身ということでございますけれども、これについてははっきりした資料を持ち合わせておりませんが、漁業されている方への就労実態と、それからどういったお仕事をされているのか、そういったこと等の調査というふうに思います。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○川崎一平議員

59ページの18節備品購入費とありますけれども、防犯カメラ等購入費とありますが、これはどこに取りつける防犯カメラでしょうか。あと、この内訳もわかれば教えてください。

**○白武 悟議長**

59ページの防犯カメラですかね。これは、さっき徴税費からですから。徴税費から、前のほうちょっとしておりません。もう既に、徴税費からお願いしたいと思います。

**○川崎一平議員**

はい。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、9款消防費、ページ数120ページから124ページまで及び151ページの公債費から最終の152ページまで質疑ありませんか。

**○溝口 誠議員**

123ページ、防災費の需用費でありますけれども、説明資料の中でもありますけれども、6ページですね、その中で災害時用の備品の購入とありますけれども、これはどういう中身でしょうか。毎年されてるのかどうかお伺いいたします。

**○百武和義総務課長**

123ページの一番下のところですね、需用費の災害用備蓄品のことでのお尋ねかと思っておりますけれども、これについては毎年、もし災害が起きたときのためにいろんな備蓄をしておりますけれども、中身につきましては、まず食料品関係としましては乾パンとかビスケット、それからアルファ米といたしましてお湯とか水を加えればお米が食べれるもの、それからあと水とか、それから粉ミルク、それから25年度は新たに紙おむつ、それから生理用品、こういったものも購入をいたしております。また、哺乳瓶も購入をいたしております。それとあと、毛布、ブルーシート、懐中電灯、飲料水用の袋、こういったものを計画的に備蓄をしているところでございます。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○片渕栄二郎議員**

決算書123ページですけれども、報告書の5ページの事業実績の括弧の中で備品購入費というようなことで、小型動力ポンプの積載車なり、あるいは動力ポンプの更新が年次的に更新されておりますけれども、目安として何年ぐらいで更新がなされてい

るのか。

**○百武和義総務課長**

消防車の更新についてのお尋ねでございますけども、これについては先ほど議員おっしゃったように年次的に更新をしておりますが、おおむね15年から20年ぐらいに1回更新というサイクルでしているところでございます。

**○片渕栄二郎議員**

町内には多くの消防車がございまして、年次的に更新がなされているわけでございますけれども、年度によっては複数台数の更新ということもあろうかと思いますが、その辺はどんなものでしょうか。

**○百武和義総務課長**

消防車につきましては今全体で46台町内ございまして、もちろん1年に1台というわけにはいきませんので、複数台購入するときも出てきます。ただ、1年に何台も一遍にということにはなりませんので、先ほど申し上げましたように年間計画で多くても3台とか、そういったふうになるように更新をしているところでございます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○西山清則議員**

123ページの防災費ですけども、先ほどの関連いたしますけども、備蓄品ですけども、いろいろ品物ありますけれども、耐用年数、長くもてるものともてないものがありますけども、その交換はいつほどされてるのか伺いたいと思います。

**○百武和義総務課長**

先ほど申し上げました食料品とか水については5年が消費期限ということになっております。それで、5年になって全部捨てるということのももったいないということもございまして、毎年各地域回りながら防災訓練を実施しておりますけども、その際に参加された町民の方にお配り等をして、防災用の食品がどういったものであるか、そういったものも食べていただきながらの訓練ということも行っているところでございます。

あと、備蓄の考え方もあわせて御報告させていただきますけども、以前は3,000人が1日3食の備蓄という考え方がでしたが、今年度からは考え方を佐賀県の考え方等に合わせまして、総人口の5%に1日3食分という考え方で備蓄をしているところでございます。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○溝上良夫議員**

監査委員でありますけども、議員の立場でお伺いします。

こじつけて言うならば122ページ、分団運営助成金。この前、夏季訓練がありました。それで、消防自動車がとめてありましたので、見て歩いてたんですが、10台ほど見て3台ほどポンプのガソリンがゼロの状態のやつがありました。そういう指導はされてないんでしょうか。入ってないということは、出動してなければ何年ぐらい空だったのかなと心配するんですね。出動しなければガソリンを使わないわけですね、ポンプの。何年間も多分ゼロに近いポンプがあるのかなというふうに思うんですが、そこら辺の調査をされたことがあるのか、指導をちゃんとしてるのか、とにかく3台ほどありました、ほとんど空の状態が。

**○百武和義総務課長**

消防団のほうは、各部、月に1日、15日が点検日と。それに近い日曜日に実施をしてるところもございますけども、そういったところでももちろんポンプ、試運転をしていると思いますので、まさか空になっているとは思っておりませんでしたけども、そういう実態があれば早速調査をして、各部のほうにも指導をしたいと思います。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○片渕 彰議員**

ページ、同じく123ページ、節でいいますと15工事請負費、消防施設整備工事費206万1,150円とあります。説明資料の5ページを開いてください。2番の事業実績の中で工事請負費を4項目、あ、需用費があるか。済みません、私は4つ足して計算が合わなかったもんで手を挙げましたけど、需用費が入ってるということで金額的に合いますので、済みません、取り消しさせていただきます。

**○白武 悟議長**

よろしいですか。それじゃ、取り消しということでいたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

10時30分 休憩

10時45分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

### 日程第3

#### ○白武 悟議長

日程第3、議案第54号「平成26年度白石町一般会計補正予算（第3号）」の総務部門を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は、補正予算書の何ページ、補正予算説明資料の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、1ページから歳入14ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

#### ○岩永英毅議員

9ページの固定資産税に関連してでございますが、今非常にメガソーラーがあちこち建設されてます。その辺の、固定資産税の対応になってるのか。多分、メガソーラーはほとんど基礎がしてあると思います。そういうことで、どのような税の対象になるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

#### ○吉原拓海税務課長

太陽光発電についての御質問だと思います。太陽光発電は余剰売電もしくは全量売電というふうなことで、2年ぐらい前から、特に最近は白石町内でもかなりふえてまわっております。先般、2カ月ばかり私どものほうでも調査をさせていただきました。その間、約900件ばかりつけておられます。その中でも雑種地あたりにつけておられる、雑種地、宅地ですね、基礎をされてつけておられますが、約30件以上あったと思っております。正確な数字についてはまだ調査中でありまして、それともう一つ、まだふえておりますので、そういうふうな状況です。

ただ、所得税についても課税対象になります。売電された分から経費として減価償却をされた残り、それからいろんな経費があると思います。そこら辺を引いて申告をする義務があるというふうなことで、国税庁もしくはホームページ上にもそういうふうな形で載っております。

それともう一つ、固定資産の中で償却資産というふうなことで課税されます。ただ、この場合、全量売電のほうは課税対象になります。ただ、10キロ以内の余剰売電については固定資産の償却資産では課税というふうなことになっておりません。ただ、その中でも、全量売電でもスタイルが違っております。家屋で一体的なもの、例えば瓦とかなんとか屋根を建ててある中で浮いたような形でパネルソーラーをつけてある分については、当然固定資産の償却資産というふうなことで課税になります。ただ、一体的になってるものがございます。屋根なのか、太陽光パネルがついてるかどうかかわからないという分ですね。その分については、家屋評価の中で屋根の分を評点を上げるというふうなことになっておりますので、家屋評価の中で幾分上がる、評点で課税をされます。

今、我々が危惧しているところでは、太陽光を設置される事業者の方が、そういう詳しい説明をされている事業者の方もおられますけど、実態がそういうふうな形じゃなくて、そこら辺にはほとんど触れなくて説明をされている場合がございます。今、

国税庁のほうも、ホームページ等も見ますと、ほかの自治体のほうもそういうふうなものが課税物件になりますよというふうなことで、今回は、うちのほうがことしは特に町民の方に周知をしようというふうなことで考えております。

所得の申告につきましても、償却資産につきましても、本人さんの申告制度になっております。自分がこういうものを利益があるから所得の申告をしました、それから償却資産をつけておりますので、その分について申告をしましたというふうな課税で、昨年はその件につきまして約10件ほど申告をされております。私どもとしましては申告される分はそのまま受け付けしますので、今考えておりますのは、課税の公平さからいきますと、正直に申告された方は税金がかかる、何も言わなくてそのままにしておいたら税金がかからないというふうなことでは先々不信感を招いてもどうしても困るだろうというふうなことで、今年度1年にかけては特に広報等には載せまして、12月末ぐらいまでには、議員様の方にも資料を作成しまして御説明する、それから駐在員の方にも御説明する、それともう一つは町民の方にも1戸1枚のチラシをつくって配布しようと思っております。申告はそういう形で自主申告ですので、先々は国税庁のほうも今ある程度の目をつけてますので、そこら辺を含めまして申告もしくはそういうふうなところを少しずつ指導をしていこうかなというふうなことで考えてるという次第でございます。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○溝口 誠議員

9ページですけども、町民税の中の個人で減でありますけど、これは農業所得の減収のためということで説明受けましたけども、町全体としてはどのくらいその年度の収入が減ったのかお知らせ願いたいと思います。

#### ○吉原拓海税務課長

今回、町民税のほうを均等割200万円の増、それから所得割2,860万円の減というふうなことで補正をさせていただいております。当初、我々が見込みを昨年末につけたときは、所得が落ちるんじゃないかというふうに約6%ほどの減収を見込んでおりました。ただ、今回、課税される所得の総所得を比較しましたら、約10%の減収になっております。その中で営業所得のほうは、これあくまでも税金ではございません、所得のほうですけど、昨年と比較しまして3億1,100万円、約6.3%減となっております。農業につきましては11億6,600万円、約6.1%の減というふうなことになっております。あと、給与とか年金も約1%近くが減というふうな形になっております。そういうふうなことで、課税総所得、全ての所得を含めまして平成24年度の分と比較いたしますと、約13億円ほど所得が減っているというふうなことでございますので、当然税収にもそこら辺が響いてきているというふうなことの状況です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

13ページよかですかね。歳入よかですかね。

○白武 悟議長

はい。

○久原房義議員

じゃ、6目の有明佐賀空港夜間貨物便基金繰入金の20万8,000円の件でございますが、これ既に協議会の中で協議がなされたことでもありますけども、使途については17ページ歳出になりますけども、記念誌作成補助金ということでございます。これについては、大正3年の白石町内を襲った台風による堤防決壊で大水害が起きたということで、潮塞観音さんというのが南区あるいは中区のほうで祭られておるわけでございますけども、一つは、この記念誌というのは8,000部作成の予定だというふうに聞いておりますけども、8,000部ということは町内全戸に、防災意識を持っていただくというような意図で全戸に配布される記念誌だというふうにも聞いております。そういうことでございますので、これは基金の繰り入れは所要額の80%というふうになっておりますけども、町内全町民に行き渡る記念誌でございますので、80%じゃなくて100%でも、この分については100%基金からの繰り入れでもいいんじゃないかというふうに思っております。特定な集団とか特定な地域に限ったものであれば、他のものと一緒に80%の補助でもいいかと思うんですけども、今回の場合は町内の全戸に記念誌を配布する計画でございますので、100%であっても当然いいんじゃないかなというふうに思っておりますけども、その辺はいかがなものでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

100%でもよくはないかと、全町的に配布する冊子ということになりますのでということですけども、もともととといいますか、潮塞観音の災害からの100周年記念事業というのは、あそこの福富地域の潮塞観音が、記念誌を見ていただきますとよくわかつて思いますけども、ちょうどそれで塞いであそこに建てたというふうな、地元が主催される地元の事業というふうなことで、計画当初から何か助成ができないものかというふうな御相談があつてはありましたが、あくまでも地元の地域の記念事業ですから、それは地元でお願いします、そうじゃないと、例えば何々地区の何々観音さんのお祭り、これ記念になるから、ちょうど何周年になるからというふうなことでされても際限がなくなってしまうよというふうな、それで当初はお断りを申し上げておったわけです。

ただ、単純に地域だけじゃなくて、その後事業の内容をお伺いしますと記念誌をつくりたいと。記念誌の内容も一応原稿を拝見させていただきましたが、これは内容を拝見させていただくと、地元の潮塞観音の由来というのももちろんありますけれども、

これは全町的に、せいけん潮塞観音の由来だけをその地域とするなら対象にはなりませんけれども、この資料をみんな、当時は有明、牛屋のところまで大規模な水害、高潮水害だったというふうなことを伺っておりますが、そういったことで全町的に意味ある事業だというふうなことで、それでは全町的に広める部分と申しますか、その分ということで、有明夜間貨物便の基金事業としてはいかがだろうかというふうなことで申し上げたわけです。で、この基金事業は補助率が80%ということで要綱で定めておりますので、その対象事業として今回計上させていただいております。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、歳出に入ります。

15ページから最終ページ、42ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。

#### 日程第4

#### ○白武 悟議長

日程第4、議案第60号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

質疑ありませんか。

#### ○久原房義議員

人権擁護委員の候補者の推薦ということでございますが、人権の擁護ということについては非常に重要なことであるわけですが、人権擁護委員さんの活動の実態ですね、昨年度だけでも結構ですが、どういう活動の実態があるのか教えていただきたいと思っております。

#### ○百武和義総務課長

人権委員さんの活動の実態はという御質問でございます。人権擁護委員さんにつきましては、もう皆さん方御存じのことと思っておりますけれども、法務大臣のほうから委嘱をされた方々でございます。人権に関するいろんな事業をしていただいております。まず1つ目が、人権相談を、現在白石地域に3名、福富地域に2名、有明地域に2名、合計3地域で7名の委員さんがいらっしゃいますけれども、白石地域では毎月最終金曜日に役場のほうで、それから福富地域については3、6、9、12月の第2水曜日に福富ゆうあい館のほうで、それから有明地域については1、4、7、10月の第2水曜日に有明公民館のほうで実施をしていただいております。それと、この人権相談以外につきましては、県とか武雄杵島地域で行われている会議なり、それから研修会、こういったものにも参加をしていただいております。研修もしていただいております。それとあと、人権週間というものが年に1回ございますけれども、この週間にはいろんな

パレード、広報活動とかもしていただいておりますのでございます。

以上です。

### ○久原房義議員

人権擁護委員さんについてはそういうことで非常に御苦労が多いかなというふうに思っておりますけども、相談を開設していただく中でどの程度、何件ぐらいの相談があつておるのか、それと相談の内容ですね、内容はこういったものがあるのか、その辺がわかればお願いしたいと。

### ○百武和義総務課長

人権相談日とか、相談日以外でもあつておるかもわかりませんが、どういった相談があつているのか、件数、内容についてという御質問でございますけども、これについては法務局のほうには活動報告はもちろん委員さんたちしておられますけども、この内容については役場のほうには御報告はありません。そういったことで、はっきりした件数、内容はわからない状況ですけども、そんなに回数は、年間に数件程度ということで伺つていただいております。それとあと、同じ地域ではなかなか聞きにくいので、ほかの地域にということではほかの地域に行つてみたりとか、他の町から白石のほうに聞きに来られる方もいらっしゃるようでございます。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

採決をいたします。本案は、人権擁護委員候補者に東島啓子氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

お諮りします。

議会の意見として異議なしと付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よつて、議案第60号は異議なしと答申することに決定しました。

## 日程第5

### ○白武 悟議長

日程第5、議案第61号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

採決をいたします。本案は、人権擁護委員候補者に末津良人氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

お諮りします。

議会の意見として異議なしと付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第61号は異議なしと答申することに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

17日も議案審議となっております。

本日はこれにて散会いたします。

11時07分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月16日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 井 崎 好 信

署 名 議 員 大 串 弘 昭

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭